

佐賀県告示第二百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年十一月三十日から平成二十五年一月四日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十一月三十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区	間
黒川松島線 県道	伊万里市松島町字四本松三八 ○番二地先から	伊万里市松島町字四本松三八 三三・七
	伊万里市松島町字四本松二五 五番一地先まで	伊万里市松島町字四本松二五 一七・一
	後	変更前 の別
	幅員	メートル
	延長	メートル
	前	
	幅員	
	延長	